

前回会合（7 / 2 7）指摘を踏まえ基本方針及び食品関連事業者の判断基準において  
検討すべき事項

1. 基本方針について

（一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向）

「1 基本理念」と「3 関係者の取組の方向」の部分にも発生抑制を優先するという事に言及すべき。

「3 関係者の取組の方向」のうち「消費者の取組の方向」の部分では、発生抑制の取組に加え、食品関連事業者が行う再生利用やリサイクルループの取組に対する理解に努めることなど、他の取組への消費者の関与にも言及すべき。

「4 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位および手法ごとの取組の方法」のうち「発生の抑制」について、食品製造業において返品されたものを食品として利用することはかなり難しい。一旦出荷されれば管理者は納入者に移っており、外箱が破損したぐらいであれば、返品せずに納入者が納品先と協力して利用の方が本来の姿ではないか。

「4 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位および手法ごとの取組の方法」のうち「再生利用」の部分に飼料化を優先することとなった経緯、考え方を4の項目の冒頭部分にも記載できないか。

「再生利用」については、個々の再生利用の手法が、科学的にLCAの観点から見て、投入エネルギーと比べてどれくらい利用できているのか検証すべき。

「再生利用」のうち、メタン化は、単純にやったらよいというだけでは不十分で、事業を成立させるには収支のとれる処理料金収入が必要であることを認識させるように言及すべき。

「4 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位および手法ごとの取組の方法」のうち「熱回収」については、熱回収のプラス面である地球温暖化防止効果を積極的に評価すべき。市況の変化等により飼料化、肥料化ができない時には再生利用等を円滑に実施するバッファとしての効果もあるのではないか。

「熱回収」については、一般の方が見て、単なる焼却ではないかという誤解を招かないように、しっかりした定義付けや基準が必要。

「熱回収」については、その基準として、メタン化と同等以上の効率という方向性が示されているが、その考え方を示していただきたい。

「再生利用」のうち、メタン化した後の残さや、熱回収した後の灰分など陰の部分のことも考えておくことが必要。

「4 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位および手法ごとの取組の方法」のうち「減量」はエネルギーを使う行為であり、評価すべきではない。

(二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標)

「2. 食品関連事業者の判断の基準について」において、まとめて記載

(三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項)

「1 食品関連事業者に対する指導監督の強化」のうち「定期報告制度の運用」に関し、定期報告の公表については、社会全体がきちんと取り組む業者を後押しするという方向性が伝わるように記載すべき。

「定期報告制度の運用」の部分では、消費者が事業者の優れた取り組みを後押しすることから、消費者と定期報告の関係を明らかにした方が良い。

「1 食品関連事業者に対する指導監督の強化」のうち「フランチャイズチェーン等における取組」に関し、フランチャイズチェーンという言葉の定義を明確にすべき。(その他の部分についても同様。)

「フランチャイズチェーン等における取組」のうちボランタリーチェーンの取組、共同委託などについては、具体的に何をすれば再生利用等が促進されるのか、わかるように書くべき。

「3 食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保」の部分では、社会全体が三者連携にきちんと取り組む食品関連事業者を後押しするという方向性が伝わるように記載すべき。

「食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保」の部分では、消費者が事業者の優れた取り組みを後押しすることから、消費者と三者連携の関係を明らかにした方が良い。

「食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保」の部分では、消費者のリサイクルループの理解、支持という話もあり、マーク導入を早めに進めるべき。消費者の意見としても、リサイクルや地産地消の取組に対する支持は多いが、リサイクルループを実現させるには、消費者の理解と支持が必要であり、それを得るための広報の仕方が重要。

認定計画のルール作りに当たっては、許可、市町村管理、マニフェストの有無との関係などを明確にしていきたい。

「4 研究開発の推進」の部分では、リキッドフィーディングの研究を促進するように記述してもらいたい。

「2 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進」や「5 施設整備の促進」等に関し、リサイクルしようにも受け皿が無い地域もあり、地域によって全く事情が異なる。どの地域でも取り組めるよう、全体の仕組みと施設の整備を進めていくべき。

(四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項)

再生利用製品を利用して作った食材の購入については、知識の普及の部分でも言及すべき。

食育の一環としての学校給食における再生利用等の取組については、一筋縄にはいかないのが実情。文科省にも、実情をよく理解していただきたい。

文部科学省と連携してやってもらいたい。

(五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項)

ディスポージャーについては、メタン発酵との組合せプロセスについても比較検討を行うべき。

2. 食品関連事業者の判断の基準について

(1 食品循環資源の再生利用等の実施率目標の設定)

目標値は、平成19年のスタート時点の値を固定して、毎年段階的に増加する目標値であることを明確にすべき。

目標値は厳しい。実際にどの程度の取組ができそうかということについては、外食産業でデータを取りまとめ、役所とも調整したい。

取組が進んでいない方の目標を高くするという目標値の考え方には賛成だが、実行可能な世界になるように目標設定してもらいたい。

熱回収については、95%を乗じるということだが、その根拠は市町村のごみ焼却施設のデータなので、業態別のデータで見た場合にどうなのか検証する必要がある。

(3 食品廃棄物等の発生の抑制の目標等の設定)

発生抑制の基準を平成21年度になってから策定するのでは遅い。前倒しはでき

ないか（例えばモデル事業的に）。

発生抑制の原単位の考え方はCO<sub>2</sub>でも使われているが、事業者としてはなかなか妥当な数字が出せない。製造するもの、価格によって原単位は容易に変わってしまう。

原単位の考え方は、他のリサイクル制度においても採用されているが、その考え方が有効である事例を示していただきたい。

(4 食品循環資源の管理、収集運搬及び特定肥飼料等の製造の基準)

パッカー車で運んだ結果、全て熱回収に回ってしまうようなことがないようにしなければならない。